

小石川地方合同庁舎（仮称）竣工に伴う  
文京清掃事務所の移転・統合について

1 概要

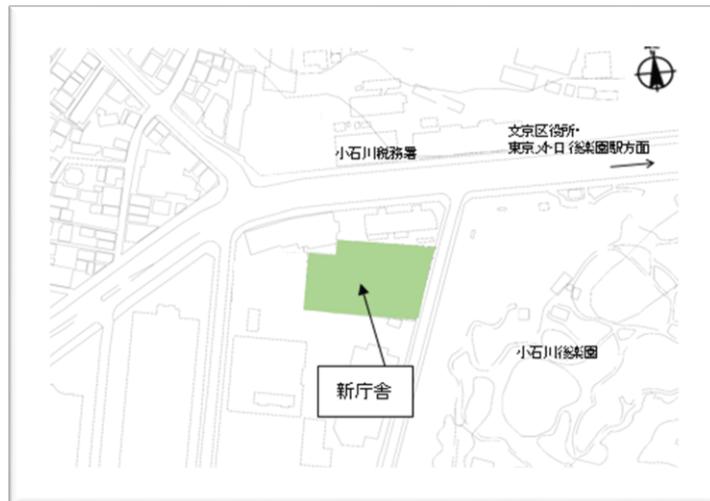
文京清掃事務所本所及び本郷分室は、令和8年3月に現在建設中の小石川地方合同庁舎（仮称）に移転し、事業運営を統合する。

2 移転・統合する施設

- (1) 文京清掃事務所本所（後楽一丁目7番29号）
- (2) 文京清掃事務所本郷分室（湯島四丁目1番14号）

3 移転先

小石川地方合同庁舎（仮称）（後楽一丁目7番22号）  
地上5階、地下2階建てのうち、1階の一部及び地下1階

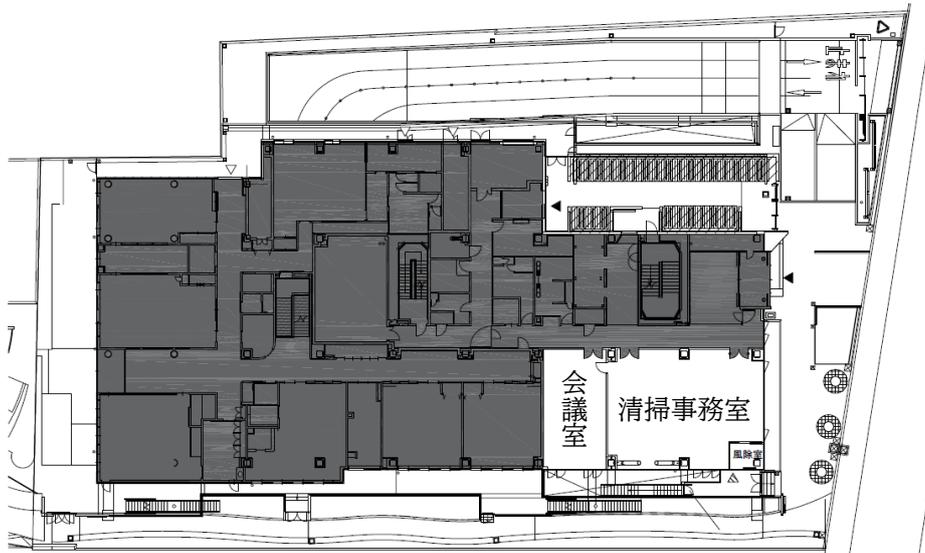


4 スケジュール

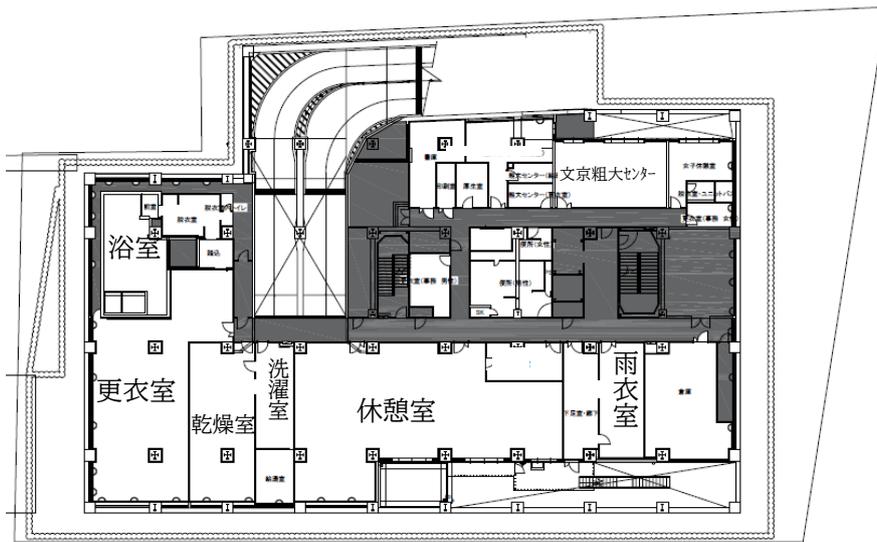
令和8年2月28日	小石川地方合同庁舎（仮称）竣工（予定）
3月上旬～	引き渡し後工事（保全技術課施工） 初度調弁搬入
3月22日	本所機能移転
29日	分室機能移転
	※機能移転翌日より新庁舎での業務開始

## 5 平面図

### 1階平面図



### 地下1階平面図



## 6 その他

今回の文京清掃事務所の移転・統合に当たり、収集したごみを中間処理する施設を持たない本区においては、引き続き効率的な収集運搬を行うため、狭小路地から軽小型車で収集したごみをプレス車等に積み替える中継所が必要である。さらに、本郷分室で行っている中継所機能を統合するなどの状況も含め、当面の間、本所の跡地については、建物を解体の上、土地全面を中継所として活用する。

また、本所及び本郷分室については、どちらの敷地も路地状敷地であり、建築の制限がかかるため、活用方法等についても引き続き検討する。